

青森・岩手県境産廃不法投棄に関する田子町民への聞き取り調査

岩村 満*・矢澤 一樹**

A Hearing Survey of Takko Residents' Attitude Concerning Risk Communication of Transaction of Industrial Waste Disposed Illegally in the Boundary Area of Aomori-Iwate

Mitsuru IWAMURA* and Kazuki YAZAWA**

Abstract

We carried out the hearing survey of Takko residents' attitude concerning risk communication of transaction of industrial waste in 2007. As the result of this survey we found the following matters. First of all, the information resources is "local office letters", cable TV, and local office. Secondly, in order to perform a function of risk communication, we must improve the role of Takko survey council and residential meetings. Thirdly, it was suggested that the illegally disposed site may return the natural forest. Lastly, they are discontent with the gap between the plan and performance of transaction of industrial wastes.

Key words: hearing survey, Takko residents, risk communication, industrial waste, Aomori and Iwate prefecture

私たちは平成16年11月に田子町役場の協力をえて、田子町民に県境産廃の不法投棄に関して意識調査を実施した。

その際、町民が指摘したのは、自治体の情報開示の不十分さと田子町の将来ビジョンの欠如であった。

その後、県による『現地事務所だより』の全戸配布や県のホームページの充実などにより、情報公開が一定程度、進展を見たものと推察される。しかし、こうした見方は外見上の事柄であり、町民がどのように感じているのか、今一度確認する必要がある。また、情報開示とは現在では、住民への情報の伝達だけではなく、住民による意見の表明の場の設定をも意味し、従って、情報開示では情報の伝達が単に一方から他方への一方向への流れだけではなく、双方向への情報の開示、すなわち、リスク・コミュニケーションが求められているのである。この視点からも住民の意見を再度調査する必要にせまられている。

更に、田子町の将来を問うためにも、跡地をどのように活用したらよいのか、町民の意見を集約しなければならない。

最近、産廃処理の県の方針が明確に示された。それは産廃の分別処理への転換であり、そのために平成18年9月13日に県による田子町民への説明会が催された。そうした県の方針への町民の意識を確認してみたい。

以上のことから、平成18年10月19日(木)から21日

(土)にかけて、田子町県境不法投棄原状回復調査協議会の委員の方々から聞き取り調査の方式で、意見を窺った。10名の方を訪ねたが、不在や病気療養中などにより、意見を集約できたのは5名であった。この中には、青森県原状回復対策推進協議会委員、岩手県原状回復対策協議会委員、田子町自治会連合会会長、学識経験者が含まれる。5名から貴重な意見を窺えたので、以下ではそれを取りまとめたい。

I. 情報開示に関して、双方向での情報の開示を進める場合、どのような形がのぞまれるのか

情報入手先に関しては、県の『現地事務所だより』、「ケーブルテレビ」、県の「現地事務所」が上げられた。

そのうち『現地事務所だより』については、関心があり、よく読むという意見がほぼ全員からだされた。これは全戸配布されており、しかも定期的であるから、一般的に情報源として有効に活用されやすいものと思われる。しかし、辛辣な意見もなかにはあった。内容が通り一遍で、知りたい内容が掲載されていないという指摘もある。たとえば、産廃処理の進捗状況が定期的に掲載されていないというのがそれである。更にいえば、以下のようなものである。すなわち、チラシ1枚流してよいと思っている。見ない方が悪いという行政の姿勢がありありで、理解させるといふ姿勢がない。最低限の手当はしている、おしえたという形だけをとる。本当におしえるという熱意がみられない。岩手県の『現地事務所だより』はカラー刷りでみやすく、しかも「正確に伝える」、「おしえなければならないことを丁寧にしえる」という方針が貫か

平成20年1月7日受理

* 生物環境化学工学科・准教授

** 八工大任期付研究員

れている。

次に、「ケーブルテレビ」についていえば、複数の人はよく見ると述べている。ここでは、産廃関係についても特集を組んだり、詳細な情報提示を行っており、最も重要な情報源としてあげている人もいる。因みに、9月13日の県の説明会に事情があって出席できなかったけれども、ケーブルテレビをみて、当日の様子が仔細に把握できたという意見があった。ケーブルテレビもほぼ全戸に設置されており、情報提供手段として有意義なものであると思われる。

第三に、県の「現地事務所」があげられる。この事務所は街の中心地に所在し、情報入手の場としては最適との回答もある。情報を得たいと思っている人にはここで大体情報が入手可能と見なされている。たとえば、月1回、ここで運搬処理業者が集まって会合を開き、作業の進み具合の情報が提供される。また、この会合には県職員と町役場の人も参加し、相互に情報の交換が行われる。確かに、行き慣れないと行けないし、関心がないと行きにくいことはあるが、それでも今回聞き取り調査に応じてくれた人の大半はここを活用している。

また、双方向での意見の表明のあり方として、以下の回答があった。

まずは、県が住民への説明会をもっと頻繁に開いてほしいという話があった。その際、県の悪口だけを言う人がいて、県も来にくいと思われるので、町がそういう人を指導していくようにしたら、説明会も充実するのではないかという意見もあった。

双方向での意見の表明のあり方として、県協議会の委員の役割が重視されている。町協議会から県協議会、県協議会から県当局へ、あるいはその逆の伝達の仕組みが機能している。町協議会の委員で県協議会の委員を兼ねている人が町の意見を県協議会に反映させている（案件によったり、自由討議の機会を捉えたりして）、それが県当局へ具申されているのである。ただし、ここにも問題がないわけではない。それは県協議会で話し合われたことが町協議会の委員に書面で知らされていることである。書面ではなく、会議を開いて、県協議会で話し合われたことを協議し、町協議会の意見の集約を行うべきであり、そうでないと、町協議会は県の単なる伝達機関にすぎなくなり、町が県協議会の単なる下請け、あるいはそれに準ずることになるという考えの人もいる。

また、情報が町協議会にとどまるのではなく、広く町民に行きわたり、また、町民の声を吸い上げるには、自治会組織が活用されるのが望ましいという意見もある。すなわち、各地区の自治会が整備され、活発に活動している現状から、そこに情報を提供し、さらにそこを住民の意見を聞き取る場として欲しい。自治会は定期的にかかっているため、情報の有効な交換の場となり得るとい

うのである。しかし、現在は自治会のそうした活用はなされていない。

II. 跡地がどのように利用されるのが望ましいか

出てきた意見を列挙してみる。

4人は原状を回復し、造林して、自然木(広葉樹)を育てるという意見であった。その理由として、「他には何にも不適な地相である」とか「広葉樹の山を造り、水をきれいにし、海の魚に栄養分を与えることで、八戸に恩返しをする」とかである。他の1名は「当初、100人委員会は現場を両県に分断するのではなく、一つのヤードとして捉え、実験農場、自然環境の研究施設、リクレーション施設の建設を目指したし、こうした考えを風化させないため、100人委員会に提案し、合意を得ている」という意見であった。

その他、当初は色々な利用方法が模索された形跡がある。たとえば、佐渡へ実際見学に行き、そこでは炉を造り、木くずを燃料に湯を沸かし、無料で風呂を提供していたことを知り、田子町でも炉の建設が話題に上ったが、豊島の炉の爆発や田子の産廃は木くずではなく、湯を沸かすのに不適であったため、炉の建設が取りやめになった経緯があった。

他方、反対意見の多かったのは、観光地化の推進に対してであった。それは建設後に町への負担がかさむという理由であり、また、創遊村は今では閑古鳥が鳴いている有様を見ているからである。

III. 最近、産廃を分別して処理していく方針を県が打ち出してきているが、そうした県の方針と姿勢についてはどのように思うか

県の方針と姿勢に不満を持つ人は3名いた。県の方針に反対する理由として、県の処理計画と実際の処理能力にはギャップがあることを指摘している。来年から一斉撤去が始まるのに、一般廃棄物の処理施設がないことを懸念している。それはこれまで一般廃棄物の処理の入札に20業者が参加したが、そのうち7業者が受入の打診をしたが、現物を見た結果、実際、県と契約したのはただ1業者だけにすぎなかったからである。

また、分別回収というが汚染のひどいものが一般廃棄物に混入する危険性を感じている人もいる。

更に、現地をみて、処理作業の荒さを指摘する向きもある。作業中に汚染が拡散ないように処置しているが、重機を使っているため、汚染の拡散防止が100%ではないという意見である。

県の姿勢に不満も上がっている。それは9月13日の県の説明会についてである。すなわち、水処理施設を建設するときに、汚染土壌は残して建設した。その時既に分

別処理の考えが固まっていた。地域住民を納得させるのに県の説明はもっと丁寧でなければならない。取り分け、100人委員会の役割は地域の人を説得し、納得させるのに変わってきているので、せめて主だったものだけでも事前の説明を望む声があった。

なお、県の姿勢全般を高く評価する意見もあった。ごみを如何に処理するかに腐心してきたが、県もそれに十分答えてきたとの気持ちを抱いている委員もいる。道路がよくなったのも産廃のおかげであると見なしている。

以上、聞き取り調査についてみてきた。最後に、今回の調査を行っての感想を述べて、まとめにかえたい。一番感じたのは、不法投棄の問題の風化を恐れている意見があったということである。「最近落ち着いたのか、あきらめたのか、100人委員会もそれほどではない」とか、「田子はどうして沈静化したのかと他の人から言われる」とかの意見である。これまで見てきたように、産廃の問題は今後まだまだ多くの課題を残しており、住民の結束と

熱意が要求されているのであり、町協議会の委員からこうした思いが伝えられたことは産廃問題が大きな曲がり角に直面していることを示唆している。とはいえ、100人委員会の役目が、県や町との協調関係や相互の協力を模索するように変化してきているのも、それは特措法の期限まで最早猶予をまたない段階に来ていることへの強い危機感の表れである。また、「不法投棄について私たちにも責任があり、さらに、後の世代が大変だから」という意識で産廃問題に取り組んでいる委員も存在する。従って、「全量撤去を掲げて、2,000名以上の署名を集めて、100人委員会を立ち上げた経緯があり、今後も安全と撤去の進行状況をみていく」という姿勢は堅持されなければならない。このような状況にあっては、「一番悪いのは町当局だ。産廃処理の認可の申請を県に出したのは町である。また、コンクリートのたいへい板を造って、産廃を上から遮蔽して隠蔽したのは町である」という責任論には組みしない。